

アンケート調査結果

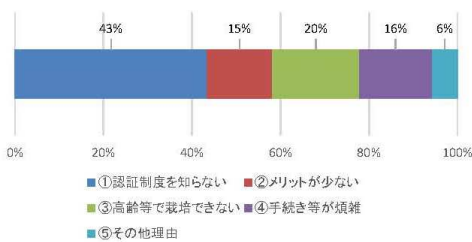
印旛沼二期農業水利事業所では、国営かんがい排水事業「印旛沼二期地区」（国営流域水質保全機能増進事業）により、老朽化した用排水施設の改修や維持管理労力の低減を図り、循環かんがい（水田から低地排水路に戻ってくる水の有効活用）を強化し、用水不足を解消すると共に環境保全型農業等を推進しています。

これらを推進するにあたり、印旛沼二期地区管内の農家を対象に環境保全型農業の取組状況のアンケート調査を実施しました。

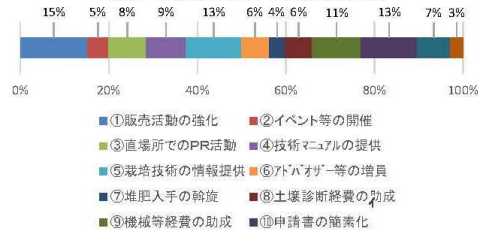
アンケートの質問には、環境保全型農業に関する認知度・今後の支援策についても行い、以下の結果となりました。

「ちばエコ農産物」認証制度

ちばエコ農産物認証を受けなかった理由

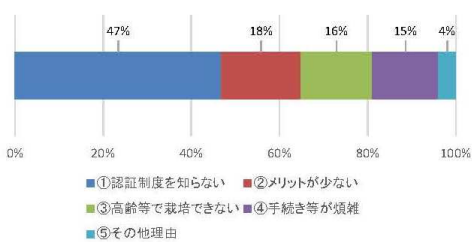


ちばエコ農産物の今後の支援策

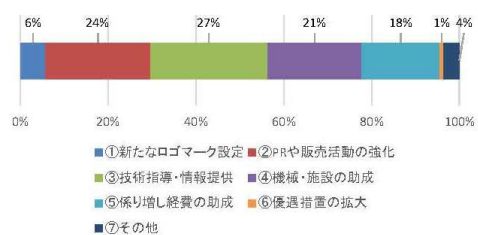


「エコファーマー」認定制度

エコファーマー認定を受けなかった理由

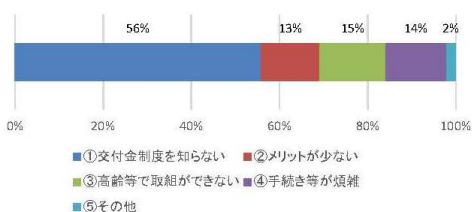


エコファーマー認定の今後の支援策

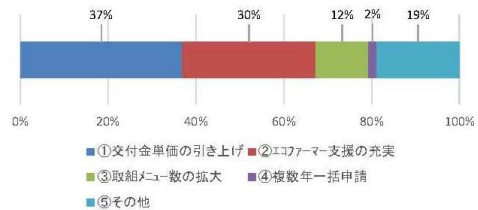


「環境保全型農業直接支援交付金（環境保全型農業直接支援対策）」制度

環境保全型農業直接支援交付金を申請しなかった理由



環境保全型農業直接支援交付金の今後の支援策



環境保全型農業に関する施策内容

参考資料

環境にやさしい農業に係る各種制度の概要

○「ちばエコ農産物」の認証制度

- 千葉県が平成 14 年度から行っているもので、化学肥料と化学合成農薬の使用を通常栽培の 1 / 2 以下に減らした栽培を行っている農産物に、認証マークを貼付して販売ができる制度です。
- 千葉県が定めた栽培基準に基づき、県内で生産された米、さつまいも、落花生、大豆、野菜、果樹、タケノコなどの農産物が認証の対象です。
- 認証を受けるためには、生産する前に栽培計画を千葉県に申請し、栽培管理記録簿の記帳、収穫前に現地確認を受けることが必要です。



「ちばエコ農産物」認証マーク

○「エコファーマー」認定制度

- エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、たい肥などによる土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減を一体的に取り組む計画（導入計画）を千葉県に提出し認定を受けた農業者です。
- 持続性の高い生産方式とは、下記の 3 つの区分の技術から、それぞれ一つ以上を組み合わせて行う生産方式です。（詳細は千葉県のホームページをご覧ください）
- エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金の特例措置が受けられます。

有機質資材施用技術	化学肥料低減技術	化学合成農薬低減技術
・たい肥等有機物資材施用技術 ・緑肥作物利用技術	・局所施用技術 ・肥効調節型肥料利用技術 ・有機質肥料施用技術	・温湯種子消毒技術 ・機械除草技術 ・除草用動物利用技術、 他 9 技術

○「環境保全型農業直接支援交付金（環境保全型農業直接支援対策）」制度

- 地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献する環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者（エコファーマー認定の農業者）を直接支援する制度です。
- 交付金の申請には、化学肥料、化学合成農薬を通常栽培の 1 / 2 以下に減らした栽培とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のあるカバークロップ、堆肥施用、有機農業及び千葉県特認取組（リビングマルチ・草生栽培・冬期湛水管理）のいずれかの取組を行うことが必要です。
- この取組に対し、10 アール当たり最大 8,000 円が支援されます。